

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）

（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除する。

二 内容

（一） 使用料

次の二点を条例に追加する。

- ・ 小型射出成形機 一時間 一、九一〇円
- ・ アルコールアナライザ 一時間 四八〇円

（二） 手数料

次を条例に追加する。

- ・ アルコールアナライザによる定量分析 一試料一測定 二、四二〇円

（三） 次の七点を条例から削除する。

使用料

- ・ マイクロスコープ
- ・ 毛管式流動性測定装置

・ ガス発生量測定機

・ ミル式粉碎機

・ 織物摩耗試験機

手数料

- ・ ICP質量分析装置による分析
- ・ 万能材料試験機 ニキロニユートンの試験機によるもの

三 施行期日

公布の日